

令和2年第5回教育委員会定例会次第

開催日時 令和2年5月27日(水)午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議題

- (1) 議案に対する意見について
- (2) 学校休業日の変更について

2 報告

- (1) 文芸館舞台照明設備改修その他工事の請負契約について
- (2) 公民館等の空き集会室等を活用した学習室の開放について

議題1 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるもの。

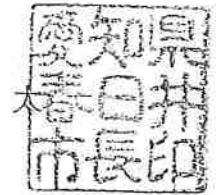


2春総第80038号

令和2年5月26日

春日井市教育委員会 様

春日井市長 伊藤



議案に対する意見について

令和2年第4回春日井市議会定例会に次の議案の提出を予定しているので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

- 1 令和2年度春日井市一般会計補正予算（第2号）（教育に関する事務に係る部分に限る。）
- 2 令和2年度春日井市一般会計補正予算（第3号）（教育に関する事務に係る部分に限る。）

連絡先 総務部総務課 行政担当 下方、梶田、山岸

電話(0568)85-6068

令和2年度春日井市一般会計補正予算について

(第2号)

款	項 目	金額 (千円)
10 教育費 15,000	1 学校における感染症対策事業 新型コロナウイルス感染症対策用資器材 購入	15,000

(第3号)

款	項 目	金額 (千円)
10 教育費 30,000	1 小学校教材等整備 1人1台端末整備	20,000
	2 中学校教材等整備 1人1台端末整備	10,000

議題2 学校休業日の変更について

新型コロナウイルス感染症対策に係る小中学校の一斉臨時休業に伴い、夏季の休業日を8月6日から8月19日までとする。

春日井市立学校管理規則

(休業日)

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会又は校長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始 4月1日から入学式の前日まで
- (4) 夏季 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季 12月24日から翌年1月6日まで
- (6) 学年末 3月25日から3月31日まで
- (7) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が指定する日

2 校長は、学校の休業日を変更する場合（授業日と休業日を相互に振り替える場合を含む。）は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(平11教委規則3・追加、平20教委規則2・一部改正)

報告 1 文芸館舞台照明設備改修その他工事の請負契約について

文芸館舞台照明設備改修その他工事の請負契約について

- 1 工 事 名 文芸館舞台照明設備改修その他工事
- 2 契 約 金 額 191,290,000円
- 3 契約の相手方 春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備
- 4 工 事 内 容 舞台照明設備改修等一式

【概 要】

- 1 文芸館舞台照明設備改修その他工事 (発注区分：電気)
 - (1) 視聴覚ホール及び交流アトリウム舞台照明機器LED化
 - (2) 視聴覚ホール及び交流アトリウム調光卓更新
 - (3) 視聴覚ホール及び交流アトリウム調光盤更新

報告2 公民館等の空き集会室等を活用した学習室の開放について

公民館等の空き集会室等を活用した学習室の開放について

1 目的

公民館・ふれあいセンター等の空き集会室等を有効活用し、学習室として開放することで、中高生の自主学習を支援する。

2 実施施設

以下の10施設において、利用予約のない空き集会室等の各1室を開放する。

- (1) 中央公民館
- (2) 知多公民館
- (3) 鷹来公民館
- (4) 坂下公民館
- (5) 味美ふれあいセンター
- (6) 高蔵寺ふれあいセンター
- (7) 南部ふれあいセンター
- (8) 西部ふれあいセンター
- (9) 東部市民センター
- (10) 青少年女性センター

3 利用可能日

長期休業期間及び土曜日、日曜日、祝日の午前9時から午後5時までとする。

(施設の休館日及び開放できる部屋がない日を除く。)

利用可能日の周知は、実施施設での掲示及びホームページへの掲載により行う。

4 利用できる者

自主学習を目的とした市内在住、在学の中高生とする。

(小学生の利用希望があれば、利用可能とする。)

5 利用料

無料とする。

6 利用者の安全管理

- (1) 番号札を配付し、利用人数、入退室の管理を行う。
- (2) 学習室の前後の扉は、常時開けておく。
- (3) 1時間に1回程度の施設職員による巡視を行う。

7 運営上の注意事項

- (1) 席は自由席とし、番号札を机の上に置く。
- (2) 飲食禁止（ペットボトル等ふたがあるものは持込可）
- (3) 他の人の迷惑となる行為の禁止（私語や音の出る機器の使用）
- (4) ごみは各自持ち帰る。
- (5) 1時間以上席を離れる場合は、番号札を事務所に返却する。
- (6) 貴重品は各自で管理する。

8 実施時期

令和2年7月から開始する。

（ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、実施時期を変更する。）

公民館など施設の空き集会室などを利用した
学習室 を開設します。

スタディルームで 自主学習しよう。

● 月開設!!

■利用できる日：

土・日・祝日

夏休み・冬休みなどの長期休暇期間の平日

(但し、月曜日、年末年始、空き室がない日を除く)

■利用時間：

午前9時から午後5時まで

■利用できる人：小学・中学・高校生

■実施施設（10施設）：

中央公民館、知多公民館、鷹来公民館、坂下公民館、
味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター、
南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、
東部市民センター、レディヤンかすがい

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

<お問い合わせ> 文化・生涯学習課 ☎85-6447 ✉ bunsyo@city.kasugai.lg.jp

または 各施設へ